

定例公安委員会開催状況

平成30年12月6日（木）

犯罪被害者等支援推進計画の検証結果（平成29年度）の公表について（警務部）

警務部長から、

平成29年度の主な警察施策の実施状況であるが、新規施策は

- 県・市町担当者と警察署担当者との犯罪被害者等支援担当者研修会の開催
- 性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用開始
- カウンセリング等費用の公費負担制度の運用開始
- 熱海警察署犯罪被害者支援連絡協議会の開催による「熱海あたたか支援米協定」の締結

継続施策は

- 指定被害者支援要員の運用
- 被害者支援カウンセラーの運用
- 文書料・初診料等の公費負担制度の運用
- 犯罪被害給付制度の運用
- 認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターへの情報提供
- 犯罪被害者週間における広報啓発活動
- 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

である。

平成29年度の検証結果について、平成28年度同様、おおむね推進計画に沿った取組を実施することができた。

今後の取組として、有識者からの意見も踏まえつつ、犯罪被害者等に資する施策や制度の新設あるいは拡充に努めていくことで、犯罪被害者等のニーズに応えた途切れない支援の実現につなげていく。

旨の報告を受けた。

-
- ◇ 委員から、「この制度を誰が被害者に伝えるのか。」との質問があり、警務部長が「被害者には、指定被害者支援要員が「被害者の手引」を渡して必要な手続等について伝えている。犯罪被害者支援担当者と捜査担当者が車の両輪の如く対応している。」旨説明した。

地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策について

(生活安全部)

生活安全部長から、

県内における刑法犯認知件数は平成15年以降15年連続で減少し、本年も減少が続いているが、特殊詐欺など増加している罪種もあることから、地域の犯罪実態に即した警察活動を戦略的に展開するため、本対策を推進する。

実施期間は平成31年1月1日から同年12月31日までの1年間である。

対策の概要であるが、

- 「身近な犯罪」について、県本部は11罪種（特殊詐欺、自転車盗、オートバイ盗、自動車盗、車上ねらい、部品ねらい、空き巣、忍込み、ひったくり、強制わいせつ、万引き）、警察署は各署の犯罪情勢に応じた罪種
- 犯罪抑止戦略官について、県本部は生活安全部参事官兼生活安全企画課長、警察署は副署長又は次長

とし、犯罪抑止戦略官を中心に、犯罪抑止計画を策定し、これに基づき取組を推進していく。

旨の報告を受けた。

-
- ◇ 委員から、「推進重点にある『情報発信の強化』とは具体的にどういうことをするのか。」との質問があり、生活安全部長が「市町、防犯団体などとネットワークを有効的に活用して、あるいは広域的に連続発生する犯罪については広報課と連携し、重層的な防犯ネットワークを活用した情報発信、対象犯罪を絞った広報を行っていく。」旨説明した。

静岡少年鑑別所と少年の立ち直り支援活動に関する協定の締結について（生活安全部）

生活安全部長から、

少年に対する直接的な立ち直り支援活動に当たる警察と、少年の資質鑑別に関する専門的知見を有する少年鑑別所との連携に関するルールを定め、個々の少年に応じた柔軟かつ速やかな支援活動を展開し、非行や犯罪被害等の問題を抱える少年の非行の深刻化や再被害防止を図ることを目的として、静岡少年鑑別所と少年の立ち直り支援活動に関する協定を締結する。

協定の内容は、

- 少年鑑別所の発達・性格検査が必要とされる少年への対応
- 警察の体験活動等を通じた立ち直り支援活動の利用を希望する少年への対応
- それぞれの相手方と協力した支援活動が適当と認めたとときの対応

となる。

協定締結式は、12月7日午後1時30分から、生活安全部会議室において、警察側は本職及び少年課幹部、少年鑑別所は静岡少年鑑別所長、首席専門官、統括専門官が出席して行われる。

旨の報告を受けた。

-
- ◇ 委員から、「資質鑑別に関する専門的な知見を持つ少年鑑別所の方を利用するということであるが、県警には専門的知見を有する職員はいるのか。」との質問があり、生活安全部長が「心理検査の一部などを行う職員は少年サポートセンターにいる。少年鑑別所から鑑別の専門的支援をしてもらうことは有効であると考えている。」旨説明した。

年頭の県下警察署長会議の開催について（総務部）

総務部長から、

平成31年における県警の運営指針を提示するとともに、喫緊の業務課題について協議することを目的に、平成31年1月11日午後1時30分から、県本部10階会議室において、年頭の県下警察署長会議を開催する。

会議における協議事項は、「ハラスメントの起こりにくい職場環境の整備方策について（警務部）」及び「交番・駐在所の安全対策について（地域部）」である。

旨の報告を受けた。

平成31年静岡県警察年頭視閲式の開催について（警務部）

警務部長から、

平成31年1月11日午前10時から、静岡県コンベンションアーツセンターグランシップ（静岡市駿河区東静岡）において、平成31年静岡県警察年頭視閲式を開催する。

「グランシップ広場（屋外）」では、白バイ、パトカー、特殊車両との写真撮影、音楽隊の演奏、各種広報ブースを設けたテントを設置し式典と同時並行で、「ふれあい広場」を開催する。

旨の報告を受けた。

年末の交通安全県民運動の実施について（交通部）

交通部長から、

12月15日から12月31日までの17日間、「安全を つなげて広げて 事故ゼロへ」をスローガンに、運動の重点を「高齢者と子供の交通事故防止」、「夕暮れ時から夜間の交通事故防止～「自発光式反射材」等の着用と夕暮れ時「早めのライトオン」の励行～」、「飲酒運転の根絶」、「各市町交通安全対策協議会等が決定する事項」とした年末の交通安全県民運動を実施する。

期間中の主要行事は、運動初日広報・街頭指導の日（14日）、高齢者と子供の交通事故防止の日（17日）、飲酒運転根絶の日（21日）がある。

本年10月末までの交通事故概況について、人身交通事故23,381件（前年同期比（以下「同」）1,367件減少）、死者83人（同24人減少）、負傷者30,411人（同1,931人減少）となっている。

特徴として、

- 高齢者事故は全死者の約半数を高齢者が占める
- 死者の約4割が歩行中
- 登下校中の子供の事故が件数・死者・負傷者ともに増加
- 先月は死亡事故が連続発生し、単月では15人の方が亡くなっている
- 飲酒運転事故は件数・死者・負傷者ともに減少している

ことが挙げられる。

県民の皆様が、安全に新年を迎えられる様に、交通関係機関・団体と連携し、安全運動の意識を高め、交通ルールを遵守させることにより、事故を抑止していきたい。

旨の報告を受けた。